

- 1. 地域社会の住生活の満足度をより高める

■健康という幸せ

皆さんこんにちは、コンサルティング事業部の日下です。

今年の冬は大変寒く風那など大丈夫だったでしょうか?私は風邪はひきませんでしたが10 代の頃にサッカーで脊椎の一部を複雑骨折し、それからずっと腰痛と付き合っています。 ここ数年は酷い時には杖がなくては歩けなかったりと非常に辛く、今まで専門的な治療を受 けていなかったので、多少お金が掛かったとしても何でも試して治す努力をしようと思い、 病院などに行くようにしました。そこで出会ったのがある整骨院です。



貴北 央店

日小

下島

先生がまさかのスキンヘッド、更に体はボディビルダーと、始めは驚きでした。(◎。◎)ですが通っていると親切 な説明やアドバイスを頂き、整体や電気治療を受け、通院以来コルセットを一度も付ける事も無く非常に良くなっ てきました。本当に、健康が一番幸せな事だと気付かされます。

スキンヘッドの先生がい3通院先の及川接骨院さんは親切丁寧、健康保険も適用ですので、興味のある方、身 体的な問題がある方はぜひ行ってみて下さい。!(^^)! 整体院と共にジムにも通って体調管理、維待を心掛けてい ますが、何事も健康であればこそ。皆さんも体調には気を付けて頂ければと思います。

■ 春までもうすこし♪

こんにちは、中央店泉田です。今年も年が明けたと思ったら、あっという間に雛祭り。 年々日にちの進みが早く困ってしまいます。そんな事を感じるのは私だけ・・・?

私事ですが、先日学生時代の新年会があり(毎年)東京に行ってきました。同じクラブ所属のメンバーなので、ワ イワイガヤガヤと遠慮のない会話が弾みました。

学生時代は遥か彼方の世界なのに、時間は逆戻り…昔、ちょっとだけ好きだった人にもウ ン十年がりに会えて気持ちは学生時代に戻っていました♪(*^^*) こうした付き合いがで きることにまず感謝してしまいました。こんな小さなことですが、幸せを感じています。 カレンダーをめくるごとに空気もやめらかくなってきます。春までもうすっし♪♪ 省様 風邪などひかない様に、元気を出していきましょう! (^^)v



■実は、私も・・・



こんにちは。PM事業部の山野邊です。

しっかり夕食を食べてしまっている毎日です。どうしたら、痩せるのでしょうか?(>_<)

野M 皆さんは、どんな時に「やばい」という言葉を使いますか?若者は、テンションが上がった時 や感動したときにも使っているようですが・・・ 最近、娘がテスト期間中、毎朝、「やばい」「マ 一業 ジャばい」を連呼していました。そんな姿を見て、日頃から計画的に勉強していれば冷頃こ 三部 んなに焦らなくて済むのに・・・と思っていました。

しかし、ふと気づくと···気づかなくても···実は、私も「やばい」のです。 \(⑩・⑩)/

高3の息子の卒業式にお気に入りの着物(購入時は、今より7~8kg痩せていました)す着3ため、昨年から「やせ る」「ヤセたい」と言っていたにもかかからず、痩せる努力は、何もしていません。(自慢できませんが・・・) といどころか、新しい店や美味しいと評判の店があると行って食べてみたいと思ってしまいます。 また、営業という職種がら外回りが多いので、こんな所にカフェがあった!などと発見あることもあります。 ランチは、好きなものを好きなだけ食べて、夕食をセーブしようと思っているのですが・・・

■相続税を納税するための不動産売却にご注意



お世話になっております。PM事業部の阿部麻里です。 ソチオリンピックの応援で眠い目をこする朝が続いたと思えば、最近は次第に 穏やかになる気候の為に、春眠暁を覚えずといった今日この頃です。

時を少し遡りまして、昨年の12月に『平成26年度税制改正大綱』が発表 されました事から、今回は不動産所有者の方に影響がある『相続財産に係る譲

渡所得の課税の特例』の見直しについてご紹介致します。

『相続財産に係る譲渡所得の課税の特例』とは、相続税納税のために不動産を売却した場合、支 払った相続税を不動産の取得費とみなす特例のことを言います。

下の図をご覧ください。例えば、これら3箇所の土地を相続し、その相続税を納税するために土 地Aを売却した場合、現行の計算方法ですと3箇所全ての土地の相続税額が、譲渡所得税の控除 対象となるのに対して、改正後では売却対象となる土地の相続税額のみが控除の対象となります。

3箇所の土地を相続・・・ 基礎控除、小規模宅地の特例は考慮しておりません。



(例) 相続税評価額 8,000 万円

(例) 相続税評価額 1億2,000万円

納税する為に土地Aを 1億 4,000万円で売却した場合



2.550万円

現行ABC全ての 譲渡所得税 土地の相続 510₅₇₉ 税額が控除

売却価格 - (取得費加算 {ABC}+譲渡費+取得費) ×20%=譲渡所得税



現行

相続税A 譲渡費

譲渡所得金額 9,250万円

.340漏増稅

Aの土地の ×20% 相続税額 譲渡所得税 1.850₅₈ のみが控除

売却価格 - (取得費加算 (A)+譲渡費+取得費) ×20%=譲渡所得税

この他、平成27年1月1日以降は、『相続税率の引き上げ』、 『基礎控除の縮小』、『小規模宅地 等の特例の厳格化』により相続税が増税され、相続税納税者は現在よりも30%~50%増加する と言われております。

下記のポイントを参考に、現在の対策内容について公認会計士や税理士など、専門家と検証される ことをお勧めいたします。

対策の ポイント

- 現状の相続税対策の有効性を確認するため、新たな税率で試算する
- ・相続資産を減らすため、生前贈与を行う
- 納税資源を確保するため、生命保険に加入する



